

ボランティア地域支え愛センター助成金実施要綱

1. 目的

町内において社会福祉の向上をめざした福祉活動やボランティア活動の振興に資するため、活動を実施している団体の事業に対し助成を行うことを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人 愛南町社会福祉協議会

3. 対象団体の要件

助成を受けることのできる団体は次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 地域福祉の向上を目的としていること
- (2) 自主的な活動として会員会費制を導入している団体であること
- (3) 他の団体・個人（会員個人も含む）に対して、助成金等を支出していないこと
- (4) 構成員が最低5人以上で、町内で活動を行っていること
- (5) 特定の政治団体、宗教団体などから独立していること

4. 助成金額

- (1) 助成金の総額は、定められた予算の範囲内とする
- (2) 申請団体へ対する助成金の上限額は1団体3万円とする。

5. 申込方法

所定の助成金交付申請書用紙により本会へ直接申し込むこととする。

【添付書類の詳細】

- (1) 本年度の事業計画書
- (2) 本年度の収支予算書
- (3) 会員名簿と役員名簿（申請書提出月現在のものとする）
- (4) 会則・規約等

6. 申込み期間

毎年4月1日～5月末日までを申込み期間とする。

7. 決定と交付

- (1) 交付申請書の提出に基づき、団体助成金交付委員会において活動内容・会計内容等の審査を行い、助成金交付の決定をする。

(2) 助成を決定した申請団体に対し、決定通知書を送付するとともに、助成金は7月を目途に交付するものとする。

8. 助成金の返還

目的外の使用や要綱に違反したことが判明した場合、事業が実施できなかった場合においては助成金の返還もある。

9. 活動報告書の提出

この要綱により助成を受けた団体は、団体活動年度終了後、速やかに所定の事業実施活動報告書を本会に提出するものとする。

【添付書類の詳細】

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

10. 団体助成金交付委員会構成員

団体助成金交付委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 本会会長
- (2) 本会事務局長
- (3) 愛南町民生児童委員協議会理事（2名）
- (4) 愛南町社会福祉協議会監事（2名）

2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11. その他

この要綱に定めのない事項については、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。